

総合評価結果一覧表(平成22年度決算)

1	(財)しまね海洋館	区 分	団体のあり方	組織運営	事業実績	財務内容
		団体評価	A	A	A	A
		県評価	A	A	A	A
1	<p>シロイルカの育児のためパフォーマンスの休止が続いているが、(財)しまね海洋館の運営努力や高速道路無料化実験等により、入館者数は目標を上回っており、質の高い自然学習の場、機会を県民等へ提供している。本年6月に高速道路無料化実験等が休止又は廃止され、8月には県別入館者数が最多の広島県で宮島水族館のリニューアルオープンが予定されている中、しまね海洋館においては、中長期的な視野で、入館者数が維持されるよう、本年4月にオープンしたシロイルカ保護繁殖施設の活用や展示内容の更新を含め、集客対策を一層強化する必要がある。</p> <p>公益法人の見直しについては、財団に設けた検討委員会を活用しつつ、県と財団で意思疎通を図りながら進めていく必要がある。</p>					
2	(公財)ふるさと島根定住財団	区 分	団体のあり方	組織運営	事業実績	財務内容
		団体評価	A	A	A	B
		県評価	A	A	A	B
2	<p>全国的に人口減少が進むなか、他県に先駆けて平成4年から本県の定住施策を担ってきた同法人の役割は非常に大きく、県政の重要施策のひとつである「定住の推進」に大きく貢献してきた。</p> <p>今後も財団の主要業務である、Uターン希望者に対する支援、若年者の県内定住への取り組みや地域づくりへの支援などの総合窓口、実施団体として、財団の担う役割は増加するとともに、一層重要となるものと考えられる。</p> <p>一方、これら事業の遂行にあたり、マンパワーによるところが大きいため、効率的かつ安定的に業務が遂行できる組織人員体制等について今後とも検討していく必要がある。</p>					
3	(財)しまね女性センター	区 分	団体のあり方	組織運営	事業実績	財務内容
		団体評価	A	B	A	B
		県評価	B	B	A	B
3	<p>(財)しまね女性センターは、男女共同参画に関する専門的知識と県民との幅広いネットワークを強みとして、本県における男女共同参画を推進するため、事業を実施する主体として、県と一体になって事業に取り組んでいる。</p> <p>財政的には、県が委託している男女共同参画についての理解促進事業や人材育成事業、公の施設の指定管理業務が、財団業務の大部分を占めるため、結果として県への財政依存度が高くなっている。</p> <p>しかし、平成17年度以降、管理運営事業における経費節減や宿泊部門運営事業における経営改善に取り組んだ結果、運用財産への積み立てが可能となり、自己資本比率の向上が図られたことは、経営努力の成果であると評価できる。今後、さらに積極的な施設のPRとサービス向上に努め、利用者の増大につながるよう期待する。</p> <p>組織運営については、財団の自立的な運営と男女共同参画推進のための事業に主体的に取り組むため、平成22年度末の派遣県職員の引き上げに伴い、新たに専門員を採用するなど組織体制を見直したところである。今後さらに、その専門的知識を活かし、地域や団体など多方面のニーズに応じた事業を展開することが求められており、より自主的な運営が期待される。</p> <p>平成25年度の公益財団法人への移行を予定しており、今後、自主事業をはじめとする事業展開や財団運営のあり方についても検討していく必要がある。</p>					
4	(公財)しまね自然と環境財団	区 分	団体のあり方	組織運営	事業実績	財務内容
		団体評価	A	A	A	A
		県評価	A	A	A	A
4	<p>当該財団は、三瓶自然館サヒメル管理運営を目的に設立された団体であるが、平成17年度から指定管理制度に移行し、県との財政的な関係が整理され、その後は独自の経営努力により経営の安定化が求められることになり平成22年度からは指定管理制度第2期がスタートした。実績については、財団の努力で入場者数が目標値を上回っており評価できる(目標値比107%)。また、平成20年度から環境事業が継承されたことにより、今後は、島根県全県の自然環境に関する調査研究と生物多様性の保全を担う団体として、学芸員の知識やこれまで育ててきた地域との連携を生かし、県内の各団体や県民との連携を深め、三瓶自然館等の管理だけにとどまらない、全県的な活動がさらに広がることを期待したい。</p>					

5

(財)島根県文化振興財団	区 分	団体のあり方	組織運営	事業実績	財務内容
	団体評価	A	B	A	B
	県評価	A	B	A	B

当財団は、公の施設(県民会館、芸術文化センター、八雲立つ風土記の丘、少年自然の家)を活動拠点に、芸術文化の振興、文化団体の支援・育成、文化施設と文化団体のネットワーク化、文化情報の収集・提供などの事業を、全県域を対象に展開する団体であって、本県の文化振興の中核を担い、リードする団体として活動することが期待される。

平成17年度の指定管理者制度導入後は、これまで以上に独自の経営努力が求められることとなり、人員体制や給与体系の見直し等によるコストの縮減とともに、入場料・使用料収入や収益事業の向上を図ることにより、効率的・安定的な団体運営に努めてきたところである。平成22年度から新たに5年間、指定管理者として公の施設の管理運営を受託したところであるが、効率的な施設の管理運営と経営の安定化を達成していくためには、管理職の強いリーダーシップとともに、組織間・施設間・職員間の連携と情報の共有化、円滑なコミュニケーションの確保が求められる。

さらに、公益法人制度改革に適切に対応することによって社会的信頼力を強化し、寄付金等の獲得に努めるほか、財団全体としての企画力・提案力を高めることにより、各種助成金など外部資金の積極的な獲得に取り組むなど、財団運営のさらなる自立化・安定化を図ることが求められる。

5

6

(財)しまね国際センター	区 分	団体のあり方	組織運営	事業実績	財務内容
	団体評価	A	A	A	A
	県評価	B	B	B	B

(財)しまね国際センターは、県内全域において多文化共生・国際交流・国際協力事業を行っている唯一の団体であり、県内の多文化共生社会の推進において中核となるべき団体であり、その存在意義は大きい。

従前より財団の課題であった収支状況の改善策においては、平成20年度からの人件費・事業費の縮減に加え、平成22年度には財産運用方法の見直しが行われ積極的な運用が行われるなど経営努力もなされており、財団の存続に向けた対応も図られているところである。

また、新公益法人制度において公益財団法人を目指すべき当該団体においては、今後も経営の安定性確保は重要な課題であることから、引き続き効率・効果的な事業の実施や経費の縮減など、継続的な経営努力をしていく必要がある。

6

7

(財)島根県環境保健公社	区 分	団体のあり方	組織運営	事業実績	財務内容
	団体評価	B	A	A	A
	県評価	B	A	A	A

生活習慣病をはじめとして、県民の疾病予防を推進するためには、健康診断の受診率向上が大きな課題である中、同公社の社会的・地域的な存在意義は引き続き大きい。今後とも、社会情勢の変化に一層迅速・適確に対応していくために、県の財政的・人的関与の縮小を進めつつ、多分野にわたる情報収集・分析等に基づく事業の積極的かつ効率的な展開とコスト削減による健全な経営が求められる。

公益財団法人移行に向け、必要な手続きを進められたい。

7

8

(財)島根県障害者スポーツ協会	区 分	団体のあり方	組織運営	事業実績	財務内容
	団体評価	A	A	B	B
	県評価	B	A	B	B

「島根はつらつプラン」では、障がい者が社会参加をする上で、スポーツ活動は、心身の鍛錬や機能回復ばかりでなく、地域における仲間づくりを通じながら自己実現を図り、いきいきとした生活を送るために、また、障がい者に対する地域の人々の理解を広げる機会として極めて大切なものであると位置づけている。

本財団は、障がい者スポーツ大会の企画から実施・運営を行う県内における中核的な団体である。また、県障がい者スポーツ大会の開催や全国障がい者スポーツ大会への選手派遣などの県委託事業のほか、自主事業として、指導員養成や圏域ごとの団体育成、また、スポーツ大会の開催などを実施しており、障がい者のスポーツ活動を通じた社会参加推進に大きく貢献している。

現在、スポーツ大会の参加者が高齢化・固定化する傾向がみられるため、今後スポーツの裾野を拡げ若年層の大会参加率を高めると共に、地域単位のスポーツ振興を通して、「ユニバーサルスポーツ」を推進・普及していくことが期待される。

8

9 50%以上

(財) 島根県みどりの担い手育成基金	区 分	団体のあり方	組織運営	事業実績	財務内容
	団体評価	A	A	A	B
	県評価	B	A	A	C

9 島根県内の林業労働従事者の就労条件を改善し、林業労働力の安定的確保、若い担い手の確保・育成を図るため、人材育成、労働安全管理、雇用改善の観点から各種の助成事業を実施してきた。その結果、年間を通じて安定的に従事する基幹的作業員の割合の上昇、作業員の平均年齢の低下など若返りも図られつつある。
成熟した県内の森林資源を活用するためには、本基金による林業労働力の安定的な確保、林業技術者の育成は重要な役割を果たすものであり、公益財団法人に移行後は、運用益収入と基本財産を有効活用し、計画的な事業運営に努めていく必要がある。

10

(社) 島根県林業公社	区 分	団体のあり方	組織運営	事業実績	財務内容
	団体評価	B	A	B	D
	県評価	B	B	B	D

10 平成20年5月に外部の委員による検討委員会を設置し、存廃を含めた検討を行った結果、経営改善の取り組みを引き続き強力に推進し、経営の安定化を図りながら事業を継続することとした。
そして、同委員会の審議を経て平成21年6月に作成した「第3次島根県林業公社経営計画」を基本指針として、増収対策(長伐期化による高率択伐と低コスト木材生産の実現) 森林整備事業の見直し 分収契約の見直し 造林地調査の実施 組織体制の検討 県民理解の醸成 新公益法人への移行など7項目について、具体的な取り組みを進め、平成20年度末試算の長期収支見込み 438億円を 179億円まで収支改善を図ることとしている。
公社造林地は、将来の県産木材の重要な供給源となることから、今後も、コスト削減を図りつつ、間伐を中心に、水源かん養や地球温暖化防止など公益的機能の維持増進と良質な木材生産が可能となる森林整備を継続して実施する必要がある。
林業公社の役割は、今後重要になることから、経営計画の目標が達成されるよう、県としても林業公社経営に積極的に関与するとともに、林業公社の果たす役割や県の支援について、県民理解の醸成を図る必要がある。

11

(財) くにびきメッセ	区 分	団体のあり方	組織運営	事業実績	財務内容
	団体評価	A	A	A	A
	県評価	A	A	A	A

11 コンベンションの開催は、観光関連産業など地域経済への波及効果が大きく、地域活性化の手段として極めて有効である。当財団は、本県唯一のコンベンションビューローであり、持続的に観光客入込数、宿泊者数の増加をもたらすなど観光関連産業を中心とした本県の産業振興に重要な役割を果たしている。
当財団は、産業交流会館の指定管理者に指定され、会館管理部門については、利用料金制による自立した管理運営が図られているが、一方で、コンベンションビューロー(公益事業)は、低金利による基本財産運用益の減少や賛助会費の減少の影響により、限られた予算での活動を余儀なくされている。
H20.12月施行の公益法人の制度改正への対応(公益目的支出計画の具体化など)に併せ、今後のコンベンション誘致事業への取り組みや県の関与のあり方について検討を行う必要がある。

12

(公財) しまね産業振興財団	区 分	団体のあり方	組織運営	事業実績	財務内容
	団体評価	A	A	A	A
	県評価	A	A	A	B

12 県の産業振興施策の実施機関として県内の企業等に対して経営・技術・販路の面で総合的な支援活動を行っており、特に、厳しい経済状況のもとで行われた緊急的な相談対応や県の経済対策での事業の増加にも限られた人員で迅速に行われ、産業振興財団の必要性が再確認されたと考えている。
昨今の世界規模での構造変化の加速やものづくり産業の再構築など厳しい経済情勢が見込まれる中で、企業体質の強化、技術の高度化、新製品開発、販路拡大等に対する支援がますます重要となる。
平成23年度から公益財団法人へ移行し、県の産業振興を担う法人として組織運営や体制の強化を図ったところである。県の中核的支援機関として、他の支援機関等との連携を強化しながら事業実施ができるように県としても引き続き支援していく。

13

区分	団体のあり方	組織運営	事業実績	財務内容
(特) 島根県土地開発公社	A	A	A	A
県評価	B	B	B	B

公共事業費の減少等により、平成10年度以降、ほぼ毎年損失を出していたが、退職者不補充、再雇用職員を採用、住宅供給公社との管理部門の統合並びに事務所移転等のコスト削減を行ってきた結果、平成21年度決算において経常利益が黒字転換し、平成22年度決算では黒字額が拡大したことは評価できる。

益田拠点工業団地(益田市内)及びソフトビジネスパーク(松江市内)の両県営工業団地の整備については、県の産業振興施策により公社が土地造成事業として実施したものであるが、平成23年7月1日現在、益田拠点工業団地の分譲率はリースを含めて30.2%、ソフトビジネスパークのそれが37%であるなど、分譲が完了するにはなお時間を要する状況にある。そのため、公社が民間金融機関から借り入れている長期借入金の利子が嵩み、財務状況の悪化が懸念される。引き続き企業誘致を強力に展開する一方で、公社に対する利子補給等分譲価格抑制のための措置を講じつつ、抜本的な対策を検討する必要がある。

14

区分	団体のあり方	組織運営	事業実績	財務内容
(特) 島根県住宅供給公社	A	A	A	A
県評価	A	A	A	A

公社の主要事業である住宅分譲事業実績が年々低下している。これは、事業実施地の状況や景況にも影響されるため、県民のニーズを的確に把握しながら各年度の目標を設定し、着実に取り組む必要がある。

県営住宅管理業務は、管理代行者として約5,000戸管理している。併せて一部市営住宅約2,100戸の管理も受託している。これまでに培ったノウハウと業務拡大のメリットを、県民サービス向上に繋げていく必要がある。

また、組織体制については、職員の年齢構成の高齢化が進んでいたが、公営住宅管理受託が増加しているため、経験者採用及び新規採用を行い計画的に運営していく必要がある。

15

区分	団体のあり方	組織運営	事業実績	財務内容
(公財) 島根県建設技術センター	A	A	A	A
県評価	B	A	A	A

研修事業、工事受託事業及び建設副産物再利用促進事業など実施している事業は適切に実施されており、引き続き地方公共団体を支援する県内唯一の公的支援機関としての役割を果たしていく必要がある。

特に、建設副産物再利用促進事業については、引き続き計画を上回る土量の搬入により、リサイクルヤード運営に係る財務内容の健全化に大きく寄与することができた。

一方、公共事業費が減少するなか、センターが実施する事業量の推移も不透明であり、今後関係機関との密接な連絡や効率的な事業執行を行っていく必要がある。

新公益法人制度に係る公益財団法人の移行も完了したことから、公益目的事業の執行にあたっては、より一層適正かつ効率的な事業執行によって、良質な社会資本の整備に寄与することが求められる。

16

区分	団体のあり方	組織運営	事業実績	財務内容
(公財) 島根県暴力追放県民センター	A	A	A	B
県評価	A	A	B	B

センターは暴対法の規定に基づいて暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的として設立され、島根県公安委員会が指定した県内唯一の暴力団等反社会的勢力と対峙できる民間団体であり、その事業活動は、全て同法に基づいて行われている。

県内では、新たな山口組傘下組織が進出しており、県内暴力団等の総数は、3団体約160名と昨年と比べ若干減少はしているものの、暴力団の活動は、みかじめ料名目による恐喝事件や覚せい剤等薬物売買事件など活発化していることから「社会対暴力団」という構図のもとで暴力団を社会全体で孤立させる体制づくりを進める上で、警察、行政、弁護士会などの連携を強化するため、同センターの活動はこれまで以上に重要性を増している。また、新公益法人3法の施行にともない公益財団法人へ移行するとともに、島根県暴排条例の施行によりセンターと島根県及び関係機関とが連携を図りながら、暴排活動を推進する枠組みがより明確となった。

しかしながら、センターの事業を円滑に運営するためには、基本財産の運用収益だけでなく、寄付金や賛助金の獲得が不可欠な現状にあり、財政を安定的に確保していくためにも、より一層、県民に対して、センターの存在や活動内容を浸透させ、その存在感を広く定着させる対策が必要となっている。

そのため今後とも、センターの運営体制の充実強化と安定した財政基盤の確立、さらには地域職域のニーズに応える諸事業の推進によって、県民の期待に応えるセンターの確立を図る必要がある。

17		(公財) 島根県環境管理センター	区 分	団体のあり方	組織運営	事業実績	財務内容
			団体評価	A	A	A	B
	1		県 評 価	A	A	A	B
		<p>当財団は公共関与型の産業廃棄物最終処分場を設置・管理する、県内唯一の団体であり、引き続き県が関与しながら、地域住民および関係団体との信頼の確保と産業廃棄物の適正処理を継続していく必要がある。</p> <p>第1期処分場建設にかかる多額の長期借入金(約61億円)を抱えての供用開始となったが、事業収入の確保と経費節減等に取り組んだ結果、その後は新たな借り入れを行うことなく、内部留保資金も確保できた。</p> <p>平成22年度当初は、厳しい経済情勢下において、大幅な減収による内部留保資金の減少が懸念されたが、公共工事関係や大口業者との契約、営業努力等の結果、過去最高となる収入確保と経費節減に努め、繰上償還を行った結果、年度末の要償還額を大きく減らすことができた。</p> <p>今後、平成41年度まで長期借入金償還が続く中で、その償還財源を確保したうえで経営の安定化を図るためには、更なる経営改善を図るとともに、中長期的な経営基盤の構築に取り組む必要がある。</p> <p>また、平成23年3月に公益財団法人として移行認定されたことから、その活動が公益増進及び活力ある社会の実現に資することが期待される。</p>					
18	県出資比率50%未満	(財)しまね農業振興公社	区 分	団体のあり方	組織運営	事業実績	財務内容
			団体評価	A	A	A	B
	2		県 評 価	A	B	A	B
		<p>農地集積の面では、H21.12の基盤法の一部改正により創設された市町村段階の「農地利用集積円滑化団体」による担い手への面的集積が図られ、県段階では「農地保有合理化法人(公社)」による農地の中間保有機能を活かした面的集積が図られている。公社としては、今まで蓄積してきた農地流動化事業の知識や経験等を活かし、「農地利用集積円滑化団体」をサポートしつつ、双方の連携・連絡体制の強化を図り、就農相談会等を介して担い手の確保・育成を促進するよう期待する。</p>					